



藤井寺市地球にやさしい物品等の調達(グリーン購入)方針

目 的

本市は平成 13 年 3 月に「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～エコオフィス グリーン購入～(ECO₂プランふじいでら)」を策定し、平成 13 年度から平成 17 年度にかけて市内の温室効果ガス排出量を着実に減らしていくとともに、グリーン購入(環境に負荷の少ない物品の購入・リース等)を進めていくことになっている。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 10 条第 1 項の規定において、地方公共団体による環境物品等の調達の推進が掲げられていることから積極的な施策の実施が必要である。

本方針では、グリーン購入に取り組む上での基本的な考え方や製品の選択基準を示すとともに、取り組みを継続的に、組織的に推進するための具体的な手順を示すものである。

<グリーン購入のねらい>

- 業務の実施に伴う環境への負荷を低減させること
- 環境配慮型製品の市場拡大に貢献すること
- 市民への情報提供を行うこと

定 義

グリーン購入とは、製品やサービスを調達するときにその必要性をよく考え、価格や品質、利便性やデザインだけでなく、製品の原材料から生産、使用、廃棄の各段階をとおして環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して調達することをいう。

<グリーン購入の対象>

- 市の全ての部署が調達する製品、資材及びサービス(リース、レンタル契約も含む)

方 針

本市全職員は、一人ひとりが環境に配慮した消費者(グリーン・コンシューマー)であるとの自覚を持ち、施策・事業を通じてグリーン購入の推進に努めるほか、自らも様々な機会においてその普及促進に取り組むものとする。

物品等の調達にあたっては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び次の要件を考慮するものとする。

ライフサイクル	環境配慮製品選定の観点
製造段階	(1) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。 (2) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。 (3) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
使用段階	(4) 長時間の使用ができること。 (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能であること。 (6) 再使用が可能であること。
廃棄段階	(7) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。
リサイクル段階	(8) 再生利用が可能であること。
その他	(9) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。 温室効果ガスなど地球環境への負荷が大きい物質の使用及び放出が削減されていること。

さらに、物品等調達は必要最小限（総量の削減）とし、長期間、適正使用に努めるものとする。

現 状

物品等の調達時における環境配慮の状況

紙の利用については、「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～エコオフィス グリーン購入～（通称 ECO₂（えこつー）プランふじいでら）」の基準年度である平成 10 年度、計画初年度の平成 13 年度に集計を行っているが、その他の物品については各部署において個別に対応している状況である。

公用車の導入については、平成 14 年 3 月に「藤井寺市地球にやさしい公用車推進計画～エコカープランふじいでら～」を策定し、先行して取り組みを進めているところである。

環境物品等の導入事例

- ・ 契約検査課において、単価契約及び集中管理事務消耗品の一部に環境物品等を選定している。
- ・ 平成 13 年度に清掃課職員等の作業服にエコマーク対象商品を導入した。

推進計画

物品等の調達実態の把握と、取り組みを継続させるための手続き等の確立を目指す一方、職員の意識啓発を図るとともに、可能なものから順次目標を設定し、グリーン購入を実施する。

毎年度において、対象品目及び目標を「グリーン購入の目標」（別紙 1）に定める。各年度においてはグリーン購入総量を集計し、目標との比較・評価を行い、地球温暖化対策推進実行計画の年度報告書において、あわせて報告するものとする。

環境に配慮した製品選択基準

指定品目及びその調達する基準については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のとおりとする。

なお、本市において調達の機会が多いものについての配慮基準を「グリーン購入ガイドライン」(別紙2)に示す。

環境物品等の選択は次の手順に従って行うものとする。

種 別	選 択 方 法	例 外
基準 に指定されている品目	原則として「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「藤井寺市グリーン購入ガイドライン」に示す基準に適合する製品を選択する。	環境に配慮した製品が確認できない場合又は品質、性能等により環境物品等を選択することが不可能な場合、その理由を明確にした上で、左記基準に依らない選択をすることができる。
基準 に指定されていない品目	原則として、第三者機関が認定する環境ラベルを取得した製品を選択する。環境ラベルを取得した製品が存在しない場合においては、「方針」の項の「環境配慮製品選定の観点」のうちより多くの条件を満たす製品を選択する。	

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」に示す基準との適合状況、環境ラベルに関する情報については[参考資料](#)により最新情報を入手し確認する。

物品等の調達における事務の手順等

すべての物品等の調達に際しての手順は以下のとおりとする。

環境物品等調達の流れ

物品等を調達する部署においては、以下の項目について検討し、実施する。

- (1) 調達しようとする物品が、グリーン購入対象品目に該当するか
- (2) その物品等の製品をどれにするか
- (3) その製品が「グリーン購入ガイドライン」等の基準に適合しているか
- (4) 基準に適合しない製品を調達せざるを得ない場合の理由は明確か
- (5) 調達の事務手続き及び「物品等(リース)の調達状況報告書」への入力

物品購入(修繕)要求票の起票、リース契約に関する事務手続

物品等を調達する部署より起票する物品購入(修繕)要求票及び起案等に、環境物品等であるか否か(基準に適合しているか否か)を付記する。各部署では所属長が物品購入(修繕)要求票等の決裁にあたり、グリーン購入推進の観点からその妥当性について判断する。

単価契約物品について

単価契約物品及び集中管理事務消耗品等指定の際には、各契約担当課において可能な限り基準に適合する環境物品等を選定する。

継続チェック

契約検査課または環境政策課は、必要に応じて各部署からグリーン購入の状況について報告を求め、その内容の妥当性をチェックし、必要と判断される場合には改善を求める。

データの取りまとめ及び報告

物品等を調達した部署は、調達件数、数量、金額、調達した製品等について「物品等(リース)の調達状況報告書」により、年度ごとに環境政策課に報告する。

予算について

各部署においては、環境物品調達のための予算増額要求はせず、また予算の執行時は調達価格等において十分留意する。

方針の見直し

環境物品等について、新しい製品や技術、コストの低減、法令や国の基本方針等の情報を常に収集し、その内容を全部署の共通情報として周知する（担当：環境政策課）。

最新の情報をもとに、本方針及び品目等の削減・追加について、関係部署において協議のうえ改訂するものとする。

本方針は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

平成 16 年 4 月 1 日 別紙 1 「グリーン購入の目標」に目標数値を設定する。

別紙 2 「グリーン購入ガイドライン」に品目を追加する。

「グリーン購入の目標」

藤井寺市地球にやさしい物品等の調達(グリーン購入)方針に基づき、平成 16 年度グリーン購入の目標を次のとおり設定する。

1 平成 16 年度グリーン購入目標

対象分野	対象品目		目標
情報用紙	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 OCR用紙 ジアゾ感光紙(青焼き) その他(更半紙、中・上質紙、模造紙、帳票類、ワープロ感熱紙等)		100%
印刷用紙	印刷用紙(外注印刷物)		20%以上
衛生用紙	トイレトペーパー ティッシュペーパー	ペーパータオル	70%以上
文具類(Aグループ)	原則として、「グリーン購入ガイドライン」に掲載する、材木・土砂関係を除く年度単価契約物品、および集中管理事務消耗品		100%
文具類(Bグループ)	上記グループ A 以外の文具類で「グリーン購入ガイドライン」に掲載する物品		100%
機器類	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ロ・パ・ティション	コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	90%以上
OA機器	コピー機複合機 電子計算機 プリンタ ファクシミリ	プリンタ用トナーカートリッジ スキャナ ディスプレイ シュレッダー	100%
家電製品	冷蔵庫 エアコン	テレビ ガスヒートポンプ式冷暖房機	60%以上
照明	蛍光灯照明器具		100%
蛍光管	蛍光管		20%以上
自動車	公用車(「エコカープランふじいでら」に基づき調達)		100%
制服、作業服	制服、作業服、作業手袋(軍手等)		70%以上
インテリア・寝装寝具	カーテン カーペット	毛布等 ベッド 集会用テント ブルーシート 防球ネット	20%以上
公共工事	土砂 コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊リサイクル資材 コンクリート用スラグ骨材 アスファルト混合物 路盤材 小径丸太材 混合セメント コンクリート及びコンクリート2次製品	塗料 園芸資材 道路照明 タイル 建具 再生木質ボード 断熱材 照明機器 空調機器 衛生器具 建設機械	調達状況の把握及び評価方法等について検討

表中の「対象品目」については、「グリーン購入ガイドライン」中の一部抜粋です。

対象品目のうち、環境物品等の市販・流通がないもの、通常物品と比較して著しく高価な場合を除く。

「グリーン購入ガイドライン」

藤井寺市地球にやさしい物品等の調達(グリーン購入)方針に基づき、環境物品等の選定にあたっての参考資料として、本市において調達の機会が多い品目について、商品選択基準の一覧を示す。

また、本基準の確認が困難な場合においては、別紙「環境ラベルの例」に記載する環境ラベル等を有する物品等の調達についてもグリーン購入とする。

なお、本ガイドラインの内容については、調達の状況等必要に応じて改訂するものとする。

1 紙 類

情報用紙

品 目	種 類	購入形態	基 準
コピー用紙	PPC 用紙 再生紙	共通物品	・古紙配合率 100%、白色度 70%程度以下 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m ² 以下
フォーム用紙 (コンピュータアウトプット連続用紙)			・古紙配合率 70%以上 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m ² 以下
インクジェットカラープリンター用塗工紙			・古紙配合率 70%以上 ・塗工量が両面で 20g/m ² 以下 ・片面の最大塗工量は 12g/m ² 以下
OCR 用紙 (記載された数字を直接コンピュータで読み取ることができる用紙)			・古紙配合率 50%以上
ジアゾ感光紙 (青焼き)			・古紙配合率 70%以上 ・塗工量が両面で 20g/m ² 以下 ・片面の最大塗工量は 12g/m ² 以下
(その他)	更半紙	共通物品	・古紙配合率 70%以上
	中質紙	共通物品	・古紙配合率 70%以上
	上質紙	共通物品	・古紙配合率 70%以上
	模造紙(上質紙)	共通物品	・古紙配合率 70%以上
	帳票類		・古紙配合率 100% (ノーカーボン紙、複写用紙、薄模造紙等を除く。)
	ワープロ用感熱紙		・古紙配合率 70%以上

印刷用紙

品 目	種 類	基 準
印刷用紙(カラー用紙を除く)	一般	・古紙配合率 100%、白色度 70%程度以下 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m ² 以下 ・再生しにくい加工が施されていない
	表紙	・古紙配合率 70%以上
印刷用紙(カラー用紙)	一般	・古紙配合率 70%以上
	ポスター・チラシ・パンフレット類	・古紙配合率 100%

品 目	種 類	基 準
	全戸配布する広報紙など	・古紙配合率 100% 白色度 70%程度以下 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m2 以下

衛生用紙

品 目	購入形態	基 準
トイレトペーパー	共通物品	・古紙配合率 100%
ティッシュペーパー	共通物品	・古紙配合率 100%
ペーパータオル	共通物品	・古紙配合率 100%

2 文具類

筆記用具

品 目	購入形態	基 準
シャープペンシル	集中管理	・軸が再生樹脂製 ・残芯が少ない
シャープペンシル替芯	集中管理	・ケースが再生樹脂製
ボールペン	集中管理	・軸・キャップが再生樹脂製 ・芯が交換できる
マーキングペン (油性マーカー、水性マーカー、蛍光ペン、 ホワイトボードマーカー)	集中管理 共通物品	・軸・キャップが再生樹脂製
鉛筆(鉛筆、赤鉛筆、色鉛筆)	集中管理 共通物品	・軸が古紙又は端材、間伐材製

スタンプ

品 目	購入形態	基 準
スタンプ台	集中管理	・本体容器が再生樹脂製 ・インク液が補充できること
朱肉	集中管理	・本体容器が再生樹脂製 ・インク液が補充できること
印章セット		・金属を除く主要素材が再生樹脂製 ・インク液が補充できること
回転ゴム印		・金属を除く主要素材が再生樹脂製

ファイル

品 目	種 類	購入形態	基 準
ファイル	フラットファイル	集中管理	・表紙 古紙配合率 100% ・とじ具 再生樹脂 100% ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造
	パイプ式ファイル	共通物品	・表紙芯材 古紙配合率 100% ・貼表紙 非塩ビ系 ・見出しラベル 交換可能 ・とじ具 分別廃棄可能
	とじ込み表紙	集中管理	・古紙配合率 100%

別紙 2

品 目	種 類	購入形態	基 準
	ファスナー(とじ具) フォルダー ボックスファイル ドキュメントファイル (ポケット式ファイル)		<ul style="list-style-type: none"> 樹脂製のものは再生樹脂 40%以上 紙製のものは古紙配合率 80%以上 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造
	用箋ばさみ	共通物品	<ul style="list-style-type: none"> 樹脂製のものは再生樹脂 100% 紙製のものは古紙配合率 50%以上
	図面ファイル ケースファイル その他		<ul style="list-style-type: none"> 樹脂製のものは再生樹脂 40% 紙製のものは古紙配合率 50%以上
バインダー	MP バインダー リングバインダー		<ul style="list-style-type: none"> 樹脂製のものは再生樹脂 40%以上 紙製のものは古紙配合率 50%以上
ファイリング用品			
アルバム			
つづりひも		集中管理	
カードケース			<ul style="list-style-type: none"> 樹脂製のものは再生樹脂 100% 紙製のものは古紙配合率 100%以上

封 筒

品 目	種 類	購入形態	基 準
事務用封筒(紙製)	長封筒、角封筒、マチ付き封筒	集中管理	<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 40%以上
窓付き封筒	紙製		<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 40%以上であること(窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない) 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること
その他の封筒			<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 40%以上

ノート、ラベル

品 目	種 類	購入形態	基 準
けい紙	厚野紙	集中管理	<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 70%以上
起案用紙			<ul style="list-style-type: none"> 塗工されていないものは白色度 70%程度以下
ノート			<ul style="list-style-type: none"> 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m² 以下
画用紙	色画用紙を含む	共通物品	<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率 100%
タックラベル		集中管理	<ul style="list-style-type: none"> 水溶性または水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていない
インデックス			
付箋紙		集中管理	

その他

品 目	種 類	購入形態	基 準
定規	直線定規	集中管理	<ul style="list-style-type: none"> 金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
トレー(樹脂製)			<ul style="list-style-type: none"> 金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
消しゴム	砂消しゴム 消しゴム	集中管理	<ul style="list-style-type: none"> ケース 古紙配合率 100%

別紙 2

品 目	種 類	購入形態	基 準
ステーブラー		集中管理	・金属を除く主要素材が再生樹脂製 ・ケース 古紙配合率 100%
ステーブラー針リム ーバー			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
連射式クリップ		集中管理	・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
事務用修正具（テー プ）			・容器が再生樹脂製 ・消耗品が交換できる
事務用修正具（液状）		共通物品	・容器が再生樹脂製
クラフトテープ		共通物品	・古紙配合率 40%以上 ・水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹 脂ラミネート加工がされていない
粘着テープ（布粘着）		共通物品	・再生樹脂 40%以上
両面粘着紙テープ			・テープ基材については古紙配合率 40%以上 であること
製本テープ			
ブックスタンド			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
ペンスタンド			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
クリップケース			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
はさみ		集中管理	・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上 ・再生使用、再生利用又は適正廃棄が容易なよ うに、分離又は分別の工夫がなされている
マグネット(玉)			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
マグネット(バー)			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
テープカッター			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
パンチ(手動)			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
モルトケース(紙めく り用スポンジケース)			・再生樹脂製
紙めくりクリーム			・容器 再生樹脂製
鉛筆削(手動)			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
OAクリーナー(ウェ ットタイプ)			・容器 再生樹脂製 ・内容物が補充できること
OAクリーナー(液タ イプ)			・容器 再生樹脂製 ・内容物が補充できること
レターケース			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
メディアケース(FD・ CD・MO用)			
マウスパッド			・再生樹脂 40%以上
OA フィルター(デ スクトップ(CR T・液晶)用)			・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
丸刃式紙裁断機			・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い うように、分離又は分別の工夫がなされて いること
カッターナイフ		集中管理	・金属を除く主要材料が、再生樹脂 40%以上
カッティングマット			・再生樹脂 40%以上 ・マットの両面が利用できるもの
デスクマット			・再生樹脂 40%以上
OHP フィルム			・再生樹脂 30%以上
絵筆			

品 目	種 類	購入形態	基 準
絵の具			・ケース 古紙配合率 100%
墨汁			・容器 再生樹脂 40%以上
のり(液状)			・詰替え式又は容器が再生樹脂製 40%以上
のり(澱粉のり)		集中管理	・容器 再生樹脂 40%以上
のり(固形)		共通物品	・容器 再生樹脂 40%以上
のり(テープ)			・容器 再生樹脂 40%以上 ・消耗品が交換できる
黒板拭き		共通物品	・再生樹脂使用
ホワイトボード用イ レーザー		共通物品	・再生樹脂使用
額縁			<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂製のものは再生樹脂 100% ・紙製のものは古紙配合率 50%以上
ごみ箱			
リサイクルボックス			
缶・ボトルつぶし機			
名札(机上用)			
名札(衣服取付型・首 下げ型)			

注) 再生樹脂は再生プラスチックと同意

3 機器類

品 目	基 準
いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ロ・パ・ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること</p> <p>(2) 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は 1.5mg/㎡以下であること</p> <p>(3) 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率 50%以上であること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>(1) 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること</p> <p>特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること</p> <p>(2) 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること</p>

4 OA機器

品 目	基 準
コピー機 複合機	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること

品 目	基 準
電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること
プリンタ ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること
プリンタ用トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・再生カートリッジであること（ただし、当該プリンター用の再生カートリッジが生産されていない場合、および保守契約に係るプリンタである場合を除く。）
スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ・待機電力が国の基準を満たしていること ・使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること

5 家電製品

品 目	購入形態	基 準
冷蔵庫		<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒等にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ・再生プラスチック材が多く使用されていること
エアコン		<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネラベル」の省エネ基準が 100%以上の基準を満たすこと
ガスヒートポンプ式冷暖房機		<ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー換算成績係数が、1.08 を下回らないこと ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ・再生プラスチック材が多く使用されていること
テレビ		<ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチック材が多く使用されていること ・「省エネラベル」の省エネ基準が 100%以上の基準を満たすこと

6 照 明

品 目	基 準
蛍光灯照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・Hfインバータ方式であること、またはエネルギー消費効率下表の区分ごとの基準を下回らないこと ・リサイクルしやすい設計がなされていること

区分	基準エネルギー消費効率
直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79
直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71

区分	基準エネルギー消費効率
直管形 40 形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77
直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

(備考)

- 〔 1 〕「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 〔 2 〕「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 〔 3 〕「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C 7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 〔 4 〕エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「 3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

7 蛍光管

品 目	基 準
蛍光管（事務室用） （直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ）	高周波点灯専用形（Hf）であること、またはラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること ウ．管径は 32.5 (± 1.5) mm 以下であること エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること

8 自動車

品 目	種 類	基 準
自動車	自動車	・「藤井寺市地球にやさしい公用車導入計画」によること

9 制服・作業服

品 目	種 類	基 準
制服 作業服	制服、作業服、防災服	・素材に化学繊維を用いる場合は、再生材を使用していること
	防水衣	・使用後に回収され、原料又は各種素材としてリサイクルされるもの、又は素材に化学繊維を用いる場合は、再生材を使用していること
作業手袋	軍手	・素材に再生 P E T 樹脂等の再生繊維が使用されていること

10 インテリア・寝装寝具

インテリア・寝装寝具

品 目	購入形態	基 準
カーテン		使用する繊維が再生 PET 樹脂等であること
カーペット		
毛布等		使用する繊維が再生 PET 樹脂等であること
ベッド		<ul style="list-style-type: none"> ・フレームについて、金属を除く部分が再生、間伐材等であること ・マットレスについて、再生 PET 樹脂等であること

その他繊維製品

品 目	種 類	購入形態	基 準
集会用テント			・素材に再生 P E T 樹脂等の再生繊維が使用されていること
ブルーシート			
防球ネット			

11 公共工事

公共工事における資材等の使用・調達に当たっては、事業ごとの特性、予算措置状況等に留意してグリーン購入を推進するものとする。

分 類	品 目	購入形態	基 準
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	単価契約	・建設汚泥から再生した処理土であること
	土工用水砕スラグ		・天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂または砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること
コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物		・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれているもの
	再生骨材等		・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		・天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること
	フェロニッケルスラグ骨材		・天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること
	銅スラグ骨材		・天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		・加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		・路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること

分類	品目	購入形態	基準
小径丸太材	間伐材		・間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと
混合セメント	高炉セメント		・高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること
	フライアッシュセメント		・フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること
コンクリート及びコンクリート 2 次製品	透水性コンクリート		・透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること
塗料	下塗用塗料(重防食)		・鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと
	低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料		・水性型の路面表示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が 5%以下であること
園芸資材	バーク堆肥		・国の基本方針のとおりとすること
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料		・国の基本方針のとおりとすること
道路照明	環境配慮型道路照明		・高圧ナトリウムランプを使用し、水銀ランプと比較して電力消費量が 35%以上削減されていること
タイル	陶磁器質タイル		・原料に再生材料を用いていること
建具	断熱サッシ・ドア		・国の基本方針のとおりとすること
再生木質ボード	パーティクルボード		・国の基本方針のとおりとすること
	繊維板		
	木質系セメント板		
断熱材	断熱材		・オゾン層を破壊する物質を含有していないこと
照明機器	照明制御システム		・連続調光可能な Hf 蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光利用制御の機能を有していること
空調用機器	吸収冷温水機		・冷房の成績係数が 1.05 以上であること
	氷蓄熱式空調機器		・氷蓄熱槽を有していること ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ・冷房の成績係数が 2.15 以上であること
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		・一次エネルギー換算成績係数が 1.10 以上であること ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
衛生器具	自動水栓		・電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		・洗浄水量が 4L/回以下であり、使用状況により洗浄水を制御すること
配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		・敷地内における建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品が製品全体重量比で 30%以上使用されていること
建設機械	排出ガス対策型建設機械		・国の基本方針のとおりとすること

別紙2

分 類	品 目	購入形態	基 準
	低騒音型建設機械		・国の基本方針のとおりとすること

「情報入手先一覧」

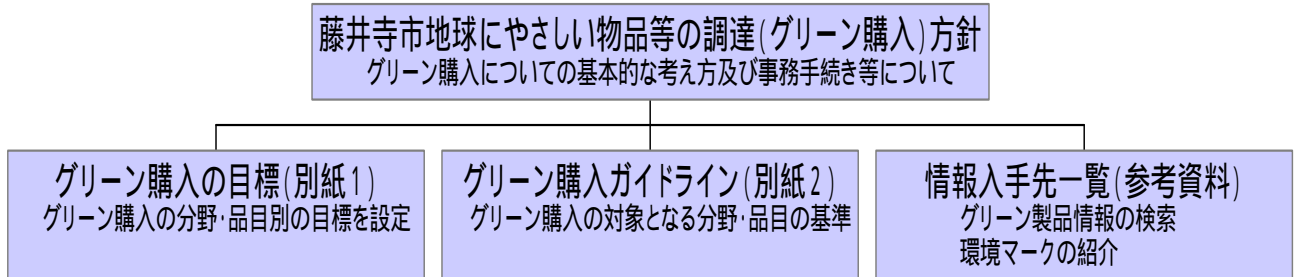
藤井寺市地球にやさしい物品等の調達方針に基づく、環境配慮商品選定にあたっての参考資料として、最新情報の入手先一覧を示す。

内 容	入 手 先
商品選択のための環境データベース	グリーン購入ネットワーク（GPN） http://www.gpn.jp/ ・ GPN データベース ・ グリーン購入情報プラザ ・ グリーン購入法特定調達物品情報提供システム
法律、基本方針及び関連データベース	環境省総合環境政策局 ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）について ・ 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html ・ グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(GPN 提供) http://www.gpndb.jp/gpn/view/gov_index.asp ・ 環境ラベル等データベース http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html
エコマーク（認定理由、商品情報）	財団法人日本環境協会 ・ エコマーク http://www.jeas.or.jp/ecomark
各社商品カタログ	各メーカー

参考資料

環 境 ラ ベ ル の 例			
			
エコマーク	国際エネルギースターマーク	低排出ガス車認定マーク	PET ボトルリサイクル推奨マーク
幅広い商品を対象にライフサイクルを考慮して基準を設け、審査で基準を満たしている製品を認定し、マークを表示。	待機時の消費電力などに関する基準を満たすパソコンや OA 機器に付けられる、日米共通のマーク	自動車の排出ガス低減レベルを、75%で超、50%で優、25%で良の3段階で示す国土交通省の認定マーク。	一定のルートで再製品化された PET ボトル再生フレーク又はペレットが 25%以上使用されている製品に対して、PET ボトルリサイクル推進協議会が認定して付けているもの。
			
省エネラベル	グリーンマーク	再生紙使用マーク(R マーク)	PCグリーンラベル
省エネ法に基づく表示制度。省エネ性能の優れた製品(省エネ基準達成率 100%以上)には、緑色のマークを表示。	トイレットペーパー、ノート、OA 用紙など、古紙を規定の割合以上利用した製品に付けられるマーク。	紙や紙製品の古紙配合率を示す自主的なマーク。表記の数字は、古紙の配合率を表示。	環境にやさしいパソコンの選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である(社)電子情報技術産業協会が定めたパソコンの環境ラベル。

グリーン購入方針の構成



発注原課事務フロー

